

環境福祉常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成27年5月15日（金）午前10時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである、

委員長	時 任 英 寛 君	副委員長	宮 本 明 彦 君
委員	徳 田 修 和 君	委員	中 村 満 雄 君
委員	植 山 利 博 君	委員	今 吉 歳 晴 君
委員	宮 内 博 君		

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 蔵 原 勇 君

4. 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

6. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

生活環境部長	小 野 博 生 君	環境衛生課長	中 馬 吉 和 君
生活環境政策G長	宝 徳 太 君	環境保全G長	松 元 政 和 君
環境保全G主査	山 本 秀 一 君		

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 藤 本 陽 子 君

8. 本委員会の付託案件は次のとおりである。

なし

9. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

干潟（小浜海岸，新川河口）の現地調査について

10. 本委員会の概要は次のとおりである

「開 会 午前10時00分」

○委員長（時任英寛君）

ただいまから環境福祉常任会の所管事務調査を行います。調査内容につきましては、お手元に配付をいたしました次第書のとおりとさせていただきますと思いますが、御異議ございませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいまより現地調査のため小浜海岸及び新川河口に参ります。しばらく休憩いたします。

「休憩 午前10時 3分」

「再開 午後 1時20分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。午前中は小浜海岸ならびに新川河口の現地調査を行っていただきました。大変御苦勞様でした。あそこで錦江漁協組合長並びに執行部からも若干の説明を頂いたわけですが、あくまで県の所管であって、明確な答弁というのが返ってまいりません。それで、午後からにつきましては、先の打ち合わせで確認をいたしましたように、自由討議という形で会を進めさせていただきたいと思えます。それで、今後の方向性というものを踏まえて御意見を頂ければと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。どなたからでも結構です。

○委員（中村満雄君）

干潟調査の言い出しっぺですので、くちべを切りますが、霧島市の目の前の海ということで、霧島市民の立場で見たら、「あれは県の所管だ、市の所管だ」とか、そういったことについては市民の方はあまり意識がなくて、あそこをきれいにしてほしいとか、そういった気持ちが強いということは事実だろうと思えます。それで、県の所管だから県に言えばいいとか、県がちゃんとやればいいんだとか、そういった形では環境を担当する委員会が発信するという必要ではないかと。私自身は県もあんまり積極的でないと思っています。もう二、三年ほど前ですが、天降川の河口付近を県のチャーターした船で水質検査しました。さすがに水質検査そのものの結果と言うのはさほど悪いものではありませんでした。県がどういう気持ちでやったのか知りませんが、バケツで海底の泥を採取したところが、とんでもない状況が判明したと。そのとき船に乗っていらっしゃった方々の気持ちというのは、私は今とは違う立場でしたけれども、すごくびっくりされていて、県の方々に「これは事実こういった状況であるから今後どうされるのですか」と言っても「今回限りです」とか、そういった言葉だったのです。そういった意味ではやっぱりまずいんじゃないか、そういった気持ちも持っていて、今こういった立場になりましたので、もっと積極的に発信するべ

きじゃないかと思っていますということと、干潟の価値とかそういうのを考えたときに、子供の教育とかそういった観点からも、海をきっちり守るという霧島市の姿勢とか、そういったことを示すのも我々の委員会の努めではないかと。越権だとかそういった考えもあるかもしれませんが、霧島市議会はやっぱ海を守ろうということでの発信をちゃんとやっているということをも市民の方々にもお知らせすべきだと思います。霧島市だけでできることではない、それも承知しているわけですが、とにかく発信しましょうよ。きれいにしましょうよ。啓蒙活動に過ぎないかもしれないけれども、そういったことは継続的にすべきであろうと思います。

○委員（宮本明彦君）

干潟、基本的には県の所管であるというのは事実だろうと思います。ただ、それを干潟が悪くなるというのは海から悪くなるのかと言えば、そうでもないですから。これは河川であり、市民の方々が使うものが海に流れて行って、それが干潟の汚染といったらいいのですか、つながってくるということです。だから生活排水、ここをどうやって霧島市として良くしていくのか、議会として市民の方々にどうやっていったらいいですと言うのか。執行部にそういうのをきちっと提言していくというのが一つあって、それで、先ほど中村委員が言われていたように、市として市議会として、県はどういうことをしていくのか、例えば霧島市、始良市、垂水市、鹿児島市、そこが一生懸命やっても、本当に干潟がきれいになったのかどうかというのは県が調査すべきことだと思いますから、そういう面で県はきちっとしたデータならデータを出すというのを提言していくという形になるのかなと思っています。それで、昨日でしたか国分の地域審議会に出たのですよ。そしたら河川だったか干潟だったか忘れたけれども、鹿児島県は生活排水対策を進めるべきではないかという御意見が地域審議会の委員の方からあって、その回答として、鹿児島湾奥地域生活排水対策推進協議会が設置され、というような文書での回答だったので、新しく設置したのかなと思ったら何のことはない、平成8年から設置されていて、だったら今で十七、八年ということですから、もし本当にそういうことで協議会がきちっと進められているのだったら、やはりそのデータを出すとか、ホームページを見ても何も載っていませんし、文書請求とかをしていけばいいのしょうけれども、やはりこの辺のところを市からもきちっと、どういうことを県はやっているのか、これは基本的には霧島市も入ってやっているということですから、その辺がどういうふうに進んできていて、どういった結果を出しているのか、その上で進んできた協議会の中で、今後どういうことをやっていこうとしているのかというのもきちっと、これは市も入ってやっているということですから、その辺の報告を受けてもいいのではないかなと思いました。平成8年からそういうことをやっていることも回答していますので、そこをきちっとまずは説明していただくことも必要だと思いました。

○委員（宮内 博君）

今日、現地調査をした部分というのは、確かに県の管轄だということではありますが、それぞれの自治体の生活排水対策であったり、諸々の施策の結果が海岸部に最終的に体積という形で表れてくることだろうと思うのですね。だからその最終結果のところは、もちろん県の管轄なんだけれど

も、それを発生させている、いわゆる湾奥と言われる地域の生活排水対策であったり、下水道対策であったり、合併浄化槽などの対策であったりというような取組をどう進めていくべきなのかということ、特に霧島市でどうすべきかということ、当委員会では議論していきなさいいけないというふうに思うんですけど、霧島市生活排水対策推進計画の4ページのところを見ますと、窒素とりんの指標が示されているんですけど、基準点3というのが、ちょうど天降川の延長線、桜島との間くらいのところにあるわけですけど、窒素は、ぎりぎりのところで水質保全目標値というのをクリアするかオーバーするかのところに平成23年度はなっているんですね、平成17年度に1回そういう状況があるんですけど、それが平成18年度から改善する傾向にあって、平成20年度に落ちているんですけど、それがまた右肩上がりになってきているというような数値が示されておりますよね、そしてりんに至っては、ほとんど水質保全目標値を上回っているというような状況が続いているというふうになっておりますので、そういう結果を招いているのはどういうことなのかという点で、もう少し当委員会として掘り下げて議論をすることが求められているのではないかと。平成5年には生活排水重点地域に霧島市を含む2市10町が指定をされている状況にもなっているわけでありますから、この重点地域において、これらの施策どういふふうに取り組まれているのかということなども比較・検討する必要があるのかなと、そんなふうに思います。

○委員（今吉歳晴君）

それぞれの町の身近な川の浄化を心掛けていくことが一番大事でしょうけれど、今聞いたとおり、毎年水質調査をやっているのであれば、問題があれば、そのことをやはり住民にも数値なり、その辺のところまで含めて住民に公開していくということで意識も高まるのではないかと思います。

○委員（徳田修和君）

生活排水関係も確かに原因としていろいろあるんでしょうから調査しなければ、これからどういふことが行われているかと確認しないといけないんだろうと思います。今日持ってきている資料の11ページには人口推移・世帯数の推移というものも出ていて、年々増加している中で、この窒素やりんの状況を見てみると一概にこの生活排水は人口が増えたことによって推移しているものでもないのかなというのを感じるところであります。また、今日、アサリのことで組合長さんの御説明がありましたけれども、アサリがネットの中で着くというのが全国でも3か所なんだということで、加治木と国分、あと四国の伊勢の3か所だということで、それだけ恵まれている海だということも理解しつつ、それを市民の皆さまにも発信しつつ、ではなぜ、国分と加治木に着いているのかということ、これを県のほうで調査が行き届かないのであれば、こちらからこういう状況をどうにか研究してもらえないだろうかというような形で鹿児島大学の水産学部等にテーマを投げ掛けたりすれば動きも違って来るのかなというふうに感じたところでありました。

○委員（植山利博君）

皆さん一通り御意見が出たようですけれども、干潟の保全、錦江湾の水質浄化、この辺りは県の所管であるということは、そのとおりだろうと。そこはやはり県がどう取り組むべきなのかという

ことを霧島市として求めていくという、その立場としては堅持すべきだと。霧島市の立場として我々の霧島市議会として何ができるかという、先ほど宮本委員が言われたように錦江湾を浄化するのは錦江湾のほうから水質が悪化したり、干潟が無くなるのではなくて、やはりそこに流れ込む上流からの生活雑排水とか、例えば上のほうの山を健全な山の保全に努めるとかということが、ひいては錦江湾の浄化や干潟の保全につながるということですので、我々は錦江湾の干潟の保全や水質保全をすることで直接何ができるかという河川に流れ込む生活雑排水をどうコントロールしていくか、そして更に上にある森林の保全をどうしていくかということをお我々は主力として取り組む必要があるというふうに思います。そうなれば、先ほどの林業の山の整備、林道の整備、その辺のところの充実・強化、そして更には生活雑排水の管理、ということは浄化槽・下水道の普及、それと公共下水道の水洗化率を高める、そういう取組を我々が所管する霧島市が所管する事業ですので、しっかりと取り組んでいくということは、やはりそこをきちっと整理をしながら進めるべきだと。これまで錦江湾の浄化や干潟の保全について霧島市が全然取り組んでこなかったというわけではなくて、浄化槽の設置に補助をしたり、下水道の整備を推進してきたことが錦江湾の水質の保全や干潟の保全に大きな力を注いできたことだと言えらると思います。ただ長い歴史の中で、30年、40年昔に比べると錦江湾の水質が悪化した時代があったんでしょうけれども、これだけ下水道や合併浄化槽が普及する中で、若干改善がなされてきたというのも事実だろうと。そして今、宮内委員から指摘があったここ数年、りんの含有率が高くなっているというのも、人口の増加もやはり原因の一つに挙げられると思いますので、くどくなりますけれども、やはり生活雑排水のコントロール、それから山の管理、その辺を重点的に取り組むことが干潟の保全や錦江湾の水質浄化につながるんだろうというふうに思うところです。

○委員（中村満雄君）

皆さんのお考えもそのとおりだと思うし、結局県の所管だと言いながら、県が何をするとしたら、県は検査するだけだと。実際、干潟というか錦江湾をきれいにする行為、汚さないようにするための行為を実行するのは、湾奥の霧島市・始良市・垂水市ですか、そういったところの人がやらない限りはきれいにしないと。だから県はまじめに先ほど言いましたヘドロの状態とか、そういったのをきっちり検査だけはしてくださいと、お金を出してと言ったら出してよというそういうところになるわけですね。具体的にどうこうとか、そういったこと法律上の規制とかはできるのかもしれませんが、それともう一つ、この前のアサリのテレビの放送を見たときに、振興局の次官が何を言っていたかと思ったら、赤潮が発生しているという事実も認めていて、アサリの浄化能力・浄化機能というのはすばらしいものだ、だからアサリが本格的な栽培に発展したら錦江湾がきれいになるでしょうねとか。そういったことの感想は述べていたんですよ。だから、県もきれいになっていると言いながら、その県の実際の担当の方はやっぱり赤潮が発生しているという事実もあるということで、謙虚にどうにかしないといけないという気持ちは持っていらっしゃるということはおの放送で感じました。

○委員（植山利博君）

私は県の肩を持つわけではないのですが、今日、現地でお話を聞いたところによると、県が中心になって湾奥の自治体が毎年持ち回りで、子供たちの現地での学習体験みたいものもやっているというようなことですので、やはり危機感を持っているんだと思います。ただ、私がこれまでいるんな方が、何人かの方が、言われていた天降川の河口は汚泥だらけで、足を踏み入れるところもないというようなイメージで聞いていたのですけれども、行ってみたら、聞くと見るとでは大違いというようなイメージを受けたのも事実です。確かにヘドロが一部、一番突端の所にあったわけですが、特に小浜の干潟、それから広瀬の昔の堤防の範囲の中においては妥当な干潟の状況を呈していたのかなというふうに思いましたので、今後、あれ以上悪化させることなく、さらに浄化するための取組を県も、それから湾奥の自治体も一体となって取り組んでいくということが必要であるというふうに思ったところです。

○委員（宮本明彦君）

前回、所管事務調査をやったのが今年の5月9日でしたかね、そのときに資料を頂いて、資料3というのがあったのですけれども、その中でもお伝えをしましたけれども、この生活排水対策推進計画と、ここに載っている指標とか若干のずれがあると。それで、この指標も4項目、5項目をごちゃ混ぜにして達成率を出しているという部分がありましたので、この辺をもう一回きちっと分けた形でデータとして提出していただいて、61河川がどういう状態で推移しているのか、それは個々を見るのも大事だと思いますけども、まずはそうそういうデータもきちっと出して、皆さん認識した上で、どういうことをやっていくのか、要は執行部のほうの事務事業の項目を見るんですけども、この生活排水対策推進計画策定及び振興管理事業、これと合併処理浄化槽設置整備事業、この二つかなと。もう一つ生活環境推進事業でしたっけ、そういう事業もありますけども、大きくこの二つかなと思っていますから、この二つの事業を中心に、まず一つはこの推進計画に基づいたデータをきちっと出していただく。それと、もう一つは合併処理浄化槽、この間出たのは汚水処理人口を上げていくというのが、生活排水が湾内に流れて行かないようにということでしょうから、そういったところも処理人口なのか、例えば住宅処理人口と言ったら、住宅だけに限ったようなことになりますけれども、事業所、営業所、工場も含めて、そういったところがどういう排水処理をしているのか、下水なら下水でいいですし、普通の事業所が単独処理槽を使っているのか、合併処理槽を使っていくのか、くみ取りを使っているのか、国に出す指標とは別な、きちっとしたデータを持って、そこがきちっと合併処理浄化槽に変わっているというのが分かるような、またそれを推進するような提案ができないかというところをきちっとデータを出していただいた上で進めていくべきではないかと思っています。

○委員（植山利博君）

事業所系を例えば工場の排水処理の在り方、これは私がある企業で聞いた話ですけども、湾奥の排水基準というのは非常に高くなっているんだと。例えば、同じ鹿児島県でも日本海、太平洋側に

面した所との排水基準というのは格差があるというようなことで、ある事業所は霧島市から離れて違う所で工場を設立したというような話も聞いております。その事実関係についてはどれぐらい基準が違うのか、どれぐらいという事実関係については確認をしておりますけれども、例えば、外洋に面した自治体と湾奥の例えば霧島市辺りの自治体の企業の排水基準等が違うのか、その辺のところも調査をする必要があるのかなど。インターネット当たりで調べればすぐ分かることかもしれませんが、その辺の状況も調べる必要があるそれと。それと先ほどもちょっと触れましたけれども、せっかく下水道が完備をされているのに接続をしていない。世帯であったり、事業所であったりするわけですから、その辺をきちっと接続をして水洗化率を上げると。そのための取組を議会としてどうしていけばいいのかというようなことも真剣に取り組む必要があるというふうに思うところです。

○委員（今吉歳晴君）

今日の現地調査で漁協の組合長が言われましたとおり、上にセメント工場があるのですよ。あそこがどのようなものが流れてくるのか、あのテトラを置けば魚がいなくなるという話をされたものですから。それについては組合長も疑問を持っているような発言をされていたような気がいたしました。それと私は水質について、アサリが小浜海岸のようなきれいな場所にはなかなか繁殖しないというような話もあったものですから、その辺については湾奥会議あたりで専門家も交えてその辺の調査までしていただければありがたいと思いました。

○委員（中村満雄君）

植山委員の水質調査の基準に関しては養豚場問題でとにかくしつこく調査しました。それで、川内川とか、この湾奥に流入する河川は国が言う基準よりも上乘せ基準というのがありまして、きびしくしていることは事実です。霧島市だけではありません。川内川もそうです。河川ごとに上乘せ基準というのがあって、厳しいと言っていますが、実際はその基準で調べているところで、伊佐市大口のジャパンファームに湯之谷川という河川があるんです。その河川の水は茶色く濁っています。川底は茶色い色がこびり付いています。その水質も調査しましたが、県の上乗せ基準をクリアしていると。何でだろうと、みんな不思議がったのですが、バケツにくんでも茶色く濁っていました。茶色く濁っている水の色を取るという方法はあるのだけれども、色は取らないで流している。業者の話によると水質基準は満たしていると、現実はどういったもので、県の基準は厳しいと言いながら、人間の見た目では、こんなのでよく通るねということがあったということが一つと、もう一つ、水質汚濁防止法というのは通常の河川の場合には、濃度規制というものなんです。臭いのところでもありましたけれども、例えば臭い物質がどれだけ空気中にあるとか、そういったことだけなんです。残念ながら濃度だけであって、総量規制という概念がないと、実は複数の都道府県にまたがる河川の場合、例えば東京湾とか瀬戸内海の場合には、総量の規制というのがあるのです。それで、鹿児島湾というのは閉鎖的な場所であるからということで、総量規制というのを取り込むべきではないとか、そういったことを県議会議員なんかを通じて、県にも言いましたが、「それは一つ

の県であるから駄目なんだ」という理屈に合わない理屈でした。だから濃度であったら基準を満たしているけれども、総量ということだったら極めて大規模であった場合は、一日ドラム缶何百本の汚水を流す、それでも濃度的にはクリアしていると。総量ということで考えた場合には、ものすごく大量な汚染物質が流れて行って、最終的には海に蓄積するとか、そういったことがあるということとは事実です。そういった点も難しいかもしれませんが、鹿児島湾という閉鎖的な所であるから、総量規制という概念を盛り込むのも一つの錦江湾の水質を守るための方策ではないかとか、そういったことも提言にもっていけたらいいなと私は思っています。

○委員（宮内 博君）

霧島市としてどういう取組をしていくのかということで、特に湾奥の環境にも影響を及ぼすことになる生活排水等について、どういうふうにそれを抑制していくのかっていうことで、計画を作っているわけです。平成20年の3月に推進計画が打ち出されているんですけども、平成29年までの計画、10年間計画というのを示しているんですが、平成29年までに生物化学的酸素要求量（BOD）の50.9%の削減というものを目標に示しているわけですよ、そのためにどれくらいの合併浄化槽設置をするのか、下水道の整備をするのかという指標まで示しているんですけど、それが現時点でどれほど達成をされているのかというのを一回当委員会としても確認をしていく必要があるのではないかというふうには思うのです。それで当初計画をしていたときよりも、現在、平成27年ですけど、目標人口が12万5,000人になっているわけですね。今、12万8,000人近くいるわけです。実際、基本となる数字そのものも随分差は出てきているという状況もあったりしますから、何よりも、この環境負荷を軽減するためには生活排水対策、それが大きな取組の柱にならざるを得ないというふうに思いますので、その辺のことも当委員会として確認をしていく必要があるんじゃないのかなと思います。

○委員（植山利博君）

だから当面、やはり錦江湾に流れ込む河川的生活排水の調査なり、現状なり、展望なり、そこをしっかりと我々が所管すべきことですので、今、宮内委員の言われたようなことを検証しながら過去に作った計画が現在どうなっていて、それをどう修正して、どう展望していくのかというようなことを中心に進めるべきだというふうに思います。

○委員長（時任英寛君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時00分」

「再開 午後 2時25分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を続けます。この所管事務調査での河川・水路対策、河川・水路の水質浄化の調査について、次回は執行部を招集し、市の生活排水対策推進計画を基にした審査を行ってま

いりたいと思います。資料につきましては、この推進計画の中にあるものを基に執行部へ最新年度のデータを含めて依頼をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

よってそのようにさせていただきます。以上で所管事務調査の河川・水路の浄化対策についての本日の調査につきましては終わります。委員長報告については9月議会までに行います。次の日程をどのようにしますか。6月定例会に入ってから開会中にしますか。しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時27分」

「再開 午後 2時28分」

休憩前に引き続き会議を続けます。それでは日程は6月定例会の開会中に所管事務調査を行うということで、現状予定されております常任委員会の日程が6月29日と30日になっております。当委員会が29日と30日のどちらに当てはまるか分かりませんが、付託議案を審査ののち、本日の所管事務調査である河川・水路の浄化対策についての所管事務調査を実施することで御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よって開会中の所管事務調査とします。ほかに所管事務調査でテーマがございましたら検討していきたいと思うのですけれども。

○委員（植山利博君）

この課題は当委員会の大きな課題ですので、9月定例会が終わると委員会の構成変えになりますので、これ以上手を広げずに、しっかりとこれに取り組んで9月定例会にはきちっとこの所管事務調査の委員長報告ができるような取組をしていただければいいのかなというふうに思っております。

○委員長（時任英寛君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時30分」

「再開 午後 2時31分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を続けます。今後は河川・水路の水質浄化というテーマに絞り込んで9月定例会までに報告等をするべきという御意見がございましたので、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。御異議ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

よって当委員会としましては、河川・水路の水質浄化というテーマで所管事務調査を行ってまいります。ほかにありませんか。しばらく休憩します。

「休憩 午後 2時32分」

「再開 午後 2時33分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を続けます。その他で何かございませんか。

○委員（宮本明彦君）

今日の所管事務調査は3月の定例会のときから決めていたわけですが、本日、蔵原委員が体調不良ということで欠席届を出されたと聞いております。ところがある方が、偶然蔵原委員に会われて、今日は農業委員会の現地調査に行かれたということをお聞きしました。兼ねてから委員会が決まっている中で、それも体調不良という自己管理をしないといけない部分もあるのですが、それとはまた全然違う用件で委員会を休まれているというのは、議員としてのあるべき姿から外れているのではないかなと考えておりますので、この委員会でも処分というか、どういったことを蔵原委員にきちっと伝えていけばいいのか協議していただければと思います。

○委員（今吉歳晴君）

蔵原委員の欠席については体調不良ということでお伺いしていたのですが、この欠席理由が全然該当しないわけですから、その辺についてはしっかりと議長にも伝えて、しかるべき処分はやっていかないとはいけません。

○委員（中村満雄君）

委員会の職務とは何か、常任委員会への参加は議員の義務である。その義務を果たさないということ、それも正当な理由であるならばともかく、正当とは思えない理由で欠席するということは職務放棄と私はそう思います。ちゃんとした職務をなぜ果たさなかったのか、その辺の理由を明らかにしていただき、御本人がその理由なり、釈明をしかるべき場所というのは変な言い方ですが、表明とか、いい訳なりをきちっとしていただきたい。

○委員（宮内 博君）

委員については今回の事案と大変似通った理由で、当時の特別委員会を欠席し、ほかの会場に参加をしていたということで、厳重に注意をされて、特別委員会の委員を降りられるということを本人自ら体験をしてらっしゃるわけです。今回の件につきましても、きちんと理由を農業委員会の現地調査のためということで提出をしているのであれば、まだ理由が成り立つ話ではありますが、それにしても、先ほど宮本委員がおっしゃったように本日の委員会日程というのは、1か月以上前から決まっているのでありますので、後から行事が付いてきた分については、当然議会を優先するというのを行ってもしかるべきだったと思います。ですから委員長から御本人に対して、厳重に注意をすると同時に、委員長ばかりではなくて、当委員会に副議長もおいでになっておりますので、議長・副議長・議会運営委員長を含めて四者で厳重に抗議をして、そして本人の猛省を促すということがあってしかるべきだと思います。

○委員（中村満雄君）

もし、これが見過ごされるのであれば、それは悪しき前例となると。あるいは、あのときに本人に対して質問とか、そういったこともなされなかったということは、今後そういったことがあったとしても認められるんですねと、それが通ってしまうと。そういった不正義が通るのはいけないと私は強く思います。

○委員（植山利博君）

まずは議長・副議長、当委員会の委員長・副委員長・議運の委員長などで厳重に注意をした上で、やはり全員協議会などの場できちっと本人も謝罪をされるべきではないかと思しますので、その旨を伝えられて、やはり適当な場できちっと謝罪をするべきではないかなと思います。

○委員（徳田修和君）

皆さんがおっしゃるとおり、職務というものをどう考えているのかなと疑問に感じたところでした。あと、報酬の問題で議論をした際に、「今の報酬は決して高くはないと、それだけの責任を負って私は仕事をしているんだと、君も新人だったらそういうのをしっかり心得てやるべきだ」と熱く御指導いただいたことを覚えておりますので、やはりそのとおりに実行している姿を見せていただきたいものだと思っております。

○委員長（時任英寛君）

それでは今皆さま方の御意見をお聞きしまして、議長・副議長、議会運営委員長とも協議をして、その処分なりを決定しなさいということでございますので、前例をつくるようなことがあってはいけないという御指摘ですので、本当にこれは議員活動の根幹に関わることでありますので、しっかりと協議をさせていただいて、必要とあればそれなりの処分をせざるを得ない状況になると思っておりますけれども、あとは委員長・副委員長に御一任いただけますでしょうか。

[「はい」と言う声あり]

ほかにございませんか。

[「なし」と言う声あり]

以上をもちまして、本日の環境福祉常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 2時40分」

委 員 長 時 任 英 寛